

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

○銀行法施行規則

第 17 条の 4 第 3 号ほか

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
「議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得」の語は意味不明	取得時には、議決権を行使することができないものの、将来において議決権を行使し得る株式について、議決権が行使できることとなった場合を想定したものです。

第 17 条の 4 第 4 号・第 34 条の 6 第 5 項第 4 号

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
「転換」の定義が 2 種類になるので混乱を招く。表現を後者にそろえてはどうか。	「転換」の定義を第 17 条の 4 第 4 号に置くこととしました。

第 35 条第 1 項第 24 号

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
末尾の「同項第一号に掲げる場合を除く」の「同項第一号」とは何を示すのか。明確にしてください。	今回の改正において、末尾の「同項第一号に掲げる場合を除く」は削除します。なお、銀行がその子会社の有する当該銀行の株式を取得する場合については、会社法第 156 条第 1 項について同法第 163 条の規定により読み替えて適用する場合を含めていないことから、届出は不要です。

第 35 条第 1 項第 27 号

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
持株会社傘下の銀行は、配当と事業年度・中間事業年度の関連が薄れる可能性があるが、そのような場合はすべての配当について届出を要するのか。	持株会社傘下の銀行についても剰余金の配当をした場合には、届出が必要となります。

○銀行法施行規則別紙様式

・業務報告書（別紙様式第 1 号～第 5 号、第 11 号、第 12 号）

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
①第 1 自己資本比率の状況 基本的項目における「営業権相当額」と「のれん」を実務上区別する必要はないことから、	企業結合に係る会計基準注解（注 19）において、「営業権のうちのれんに相当するもの及び連結調整勘定は、のれん又は負ののれんに含め

<p>「営業権相当額」は不要であると考える。</p>	<p>て表示する。」とされているように、営業権が完全にのれんには代替しないことから、「営業権相当額」を残存させる必要があると考えます。なお、「営業権相当額」には、会社法改正前の営業権から、のれんに相当するものを除いたものを記載していただくこととなります。</p>
<p>②第2 貸借対照表</p> <p>貸借対照表において、現行の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」へと区分変更されているが、現行の「動産不動産」勘定が維持されるべきである。</p> <p>(従来、銀行業は「動産不動産」勘定を使用しており、投資家等からの特段のコメントもなく開示情報として何ら問題がないものと考えられる。また、既に「動産不動産」勘定として、現行システム・事務手続き等が運用されている中、勘定科目が変更される場合にはシステムや事務手続きを大幅に変更せざるを得ず、相応のコスト負担増加が予想される。したがって、区分を変更する根拠が明確に示されるべきである。</p> <p>また、別紙様式第10号に関して記載したとおり、「財務諸表等規則ガイドライン31-4」との関係で、「無形固定資産」に「保証金権利金」を計上することは不相当であるため、「ソフトウェア」「のれん」を貸借対照表上区分表示することを求める目的であるならば、科目は「動産不動産」としたままで、新たに内訳表示を行うことが考えられる。)</p>	<p>今回の会社法改正に伴い、「のれん」が貸借対照表における項目として追加され、当該「のれん」は、「無形固定資産」に属するものとされています。一方、改正前の銀行法施行規則別紙様式における貸借対照表においては「無形固定資産」という項目がないことから、改正前の「その他資産」の一部及び「動産不動産」を、「有形固定資産」及び「無形固定資産」として整理し直すこととしました。</p> <p>また、「ソフトウェア」の開示も必要と考えられることから、改正後の「無形固定資産」に属する項目として追加しました。</p> <p>「ソフトウェア」「のれん」は動産でも不動産でもないことから、「動産不動産」という科目に内訳表示することは不相当と考えます。</p> <p>なお、今回の改正においては、資本の部が純資産の部に変更されるなど、システムや事務手続きの変更が必要となる項目の改正が大幅に行われることとなります。有形固定資産及び無形固定資産の区分にかかる項目の変更についても、これらの変更の一環として対応していただければと考えます。</p>
<p>③第2 貸借対照表</p> <p>記載上の注意1(16)</p> <p>当該箇所に記載することとされている「子会社等の株式等の総額」は削除されるべきである。(商法施行規則第73条に相当する規定が無くなったため。)</p>	<p>子会社の株式等については、改正前の商法施行規則第73条の「その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。」との規定が削除されましたが、別途、会社計算規則第113条によって、会社法令における貸借対照表においては、関係会社株式を1つの項目として区分して貸借対照表上に表示することとされています。</p> <p>銀行においては、株式の金額が業態の特性上大きく、関係会社株式の総額は株式全体の総額と比較して極めて少額であることから、会社計算規則に規定されているように、関係会社株式を貸借対照表上1つの項目として区分して表示する扱いとはしませんでした。他業態の会社と同様に、銀行についても関係会社株式の総額を何らかの形で開示する必要があると考えられることから、今回、注記することを求めることとしています。</p> <p>(参考)</p> <p>○(改正前)商法施行規則第73条</p>

	<p>子会社の株式又は持分は、他の株式又は持分と区別して投資その他の資産の部に記載しなければならない。ただし、その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。</p> <p>○（改正後）会社計算規則第113条 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。</p>
<p>④第3 損益計算書 記載上の注意1 銀行の損益計算書においては、実務上、取引を「営業」及び「営業外」に区分できないため、現行どおり「取引高の総額を記載する」扱いとしたい。</p>	<p>関係会社に対する取引高の総額については、ご指摘も踏まえ、損益計算書中の経常収益の区分に従い、「資金運用・資金調達に係る取引」「役員取引等に係る取引」「その他業務・その他経常取引」「その他の取引」に区分して、注記するよう修正します。</p>
<p>⑤第2 中間貸借対照表 また、1(5)「有価証券の貸付」、1(14)「繰延税金の原因別の内訳」については、中間財務諸表等規則において記載が求められていないこと等から、現行の注記不要の扱いを継続していただきたい。</p>	<p>1(5)「有価証券の貸付」の項目は、ご指摘を踏まえ削除します。</p> <p>一方、1(14)「繰延税金資産又は負債の発生の主な原因別の内訳」の項目については、繰延税金資産又は負債は、銀行にとって非常に重要な科目であり、中間期においてもその原因別の内訳の注記を求めることが適当と考えられることから、パブリック・コメント時の原案どおりとします。</p>

・事業報告（別紙様式第9号、第9号の2、第14号）

<p>⑥記載上の注意4 （冒頭記載分） 銀行及びその子会社等が「企業集団」とされており、「1(3)使用人の状況」「1(4)営業所等の状況」のみ、「関連法人等の数の記載を要しない」とされている。 これは「企業集団」については連結決算と同一の範囲で記載することが困難なものについての配慮であると考え、1(5)設備投資の状況」「1(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」についても、記載上の注意4において同様の扱いとすることを規定していただきたい。</p>	<p>1(5)「設備投資の状況」については、ご指摘を踏まえ修正します。</p> <p>一方、1(8)「その他銀行の現況に関する重要な事項」については、関連法人等に関する事項であっても重要な事項であれば連結決算の範囲と同一の範囲で記載すべきものと考えられることから、パブリックコメント時の原案どおりとします。</p>
<p>⑦1(5)設備投資の状況について 設備投資の状況に係る記載については、現行の記載免除の扱いを継続していただきたい。</p>	<p>1(5)「設備投資の状況」については、銀行におけるシステム投資等の重要性の高まりを踏まえ、他業態の会社同様、記載することが適当と考えられることから、パブリックコメント時の原案どおりとします。</p>

<p>⑧1(5)設備投資の状況について なお、当該記載項目は、会社法施行規則第120条第1項第5号ロにおいて規定されるものであり、同号の記載は同箇所において「重要なものに限る」と規定されている。したがって、少なくとも本記載事項は、各銀行が重要であると判断した場合に記載を行うものとの認識でよいか確認したい。 また、「設備投資」の定義・範囲については「有形固定資産」に限定されるとの認識でよいかについても確認したい。</p>	<p>1(5)「設備投資の状況」については、システム投資等を含む設備投資が銀行の事業展開において重要であることから、設備投資の総額を記載していただくとともに、事業年度中の設備の新設等の内容等については、重要なものについて記載していただくこととしています。 また、設備投資の範囲については、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにしていただく必要があります。 <参考>企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式(有価証券届出書)記載上の注意(35) 設備投資等の概要 (略)設備投資の目的、内容及び投資金額を(略)有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。</p>
<p>⑨6(1)会計監査人の状況 表の「当該事業年度に係る報酬等」については、公認会計士法第2条1項における「財務諸表の監査」に係る報酬を意味し、会社法第399条において監査役(等)の同意が必要とされる報酬等と同義との認識でよいか確認したい。</p>	<p>報酬等とは、会社法施行規則と同様、「報酬その他の職務執行の対価として株式会社から受け、又は受けるべき財産上の利益」をいいます。この旨を明確にするため、記載上の注意に明記しました。</p>
<p>⑩6(1)会計監査人の状況 記載上の注意4については、公認会計士法第2条1項における「財務諸表の監査」、「証明」及び同条第2項における非監査業務について支払った報酬の合計額を、連結ベースで記載するものとの認識でよいか確認したい。</p>	<p>記載上の注意4に明記されているとおり、「銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る)」を記載していただくこととなります。</p>

・附属明細書(別紙様式第10号、第15号)

<p>⑪1(1)有形固定資産及び無形固定資産 「有形固定資産」「無形固定資産」の区分は再検討すべきである。欄から「保証金権利金」は削除すべきである。 (今回の改正案では、業務報告書の貸借対照表において、現行の「動産不動産」を、「有形固定資産」と「無形固定資産」に区分し、一般事業法と同様の計上を求めるように修正されている。 しかしながら、「財務諸表等規則ガイドライン31-4」によれば、敷金・差入保証金は「無形固定資産」ではなく「投資その他の資産」に計上することとされており、現行の「動産不動産」という科目の括りであればともかく、今</p>	<p>「保証金権利金」の項目は、ご指摘を踏まえ、削除します。 なお、銀行の貸借対照表において、「保証金」は「その他資産」中の「その他の資産」として、「権利金」は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、記載していただくこととなります。</p>
---	---

<p>回改正案のように区分して計上するのであれば、「無形固定資産」に「保証金権利金」を計上するのは不相当と考えられる。）</p>	
--	--

・その他のコメント

<p>⑫計算書類に関する附属明細書と事業報告に関する附属明細書は別個とすべし。前者の監査は会計監査人経由監査役、後者の監査は会計監査人を経ずに監査役に回付される。監査期間の起算もそれぞれ別個であり、両者は別個であるべきものとする。</p>	<p>銀行法施行規則別紙様式においては、附属明細書を1つの様式とし、その附属明細書の中で、計算書類に関する事項と、事業報告に関する事項とを区分することとしました。</p> <p>計算書類に関する事項については、会計監査人経由で監査役に、事業報告に関する事項は会計監査人を経ずに監査役に回付されることとなります。</p>
---	---